

## 盛岡市ふるさと納税返礼品基準について

本市におけるふるさと納税制度に係る返礼品は、平成31年総務省告示第179号に基づき次のとおり定めます。

### 第1号

#### 盛岡市内において生産されたもの

### 第2号

#### 盛岡市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断されます。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

#### ○認められると考えられる例

- ・区域内で生産された牛乳や果物を100%使用して、区域外で製造されたジェラート
- ・区域内で生産された酒米を100%使用して、区域外において醸造した地酒
- ・区域内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場で加工したリンゴジュース
- ・原材料の柑橘のうち9割以上に区域内で生産された柑橘を使用したジュース

#### ×認められないと考えられる例

- ・製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約1割使用した、区域外製造のアイスクリーム
- ・区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

## 第3号

### 盛岡市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨や区域内で行われた工程の詳細をポータルサイト上等に明記すること。

また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号)において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として次のとおり示されています。

(参考)実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

#### ○認められると考えられる例

- ・ 区域内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、区域内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 区域外で生産された豚肉を、区域内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒
- ・ 区域外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿(らでん)細工や漆芸を区域内において区域内事業者が施した工芸品

#### ×認められないと考えられる例

- ・ 海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・ 区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ
- ・ 区域外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの
- ・ 県外から調達したブロック肉を、区域内で単なる切断・パック詰めした精肉
- ・ 区域内での工程が、枝肉の切断である精肉
- ・ 県外産の玄米を盛岡市内で精白したもの
- ・ 区域内で製品に係る企画立案までを行い、区域外で製造、組立等する製品

## 第4号

盛岡市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）

盛岡市から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するもので、単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。

### ○認められると考えられる例

- 当該地方団体の区域を含む複数の地方団体の区域を管轄する JA に区域内で生産された米を出荷して、当該 JA が区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- 区域内で生産後、複数の地方団体を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- 区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、近隣の団体で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉

### ×認められないと考えられる例

- 区域内で生産されたものと区域外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

## 第5号

盛岡市の広報の目的で生産された盛岡市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から盛岡市独自の返礼品等であることが明白なもの

返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたもののや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当しません。

また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準には該当しません。

### ○認められると考えられる例

- ・盛岡市のゆるキャラグッズ
- ・盛岡市をPRするためのオリジナルのポストカード
- ・盛岡市をホームとするスポーツチームの応援グッズ

### ×認められないと考えられる例

- ・かつて玩具の一大産地であったことから区域内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では区域内に工場がなく区域外で製造する玩具
- ・区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席麺
- ・当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子
- ・包装紙に当該地方団体名が記載されているだけのもの
- ・区域外で製造している電子機器類の待受け画面に、盛岡市の名称やゆるキャラ等を表示させたもの
- ・アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと当該地方団体がコラボレーションしたロゴを印字した区域外で製造するアウトドアグッズ
- ・ゴルフによる町おこしの一環として、区域外で製造されたゴルフ用品に当該地方団体のキャッチコピーを印字したもの
- ・盛岡市のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

## 第6号

第1号から第5号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上を占めるもの

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断されます。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断されます。

加えて、ふるさと納税の募集に際しては、上記の旨をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

### ○認められると考えられる例

- 区域内で製造されたそばと区域外で製造されたそばつゆのセット
- 区域内で生産された野菜の詰合せと区域外で製造されたバーニャカウダソースのセット
- 区域内で製造された曲げわっぱの弁当箱と区域外で製造された弁当箱の収納袋のセット

### ×認められないと考えられる例

- 区域外で生産された商品と当該地方団体のPR冊子をセットにしたもの
- 区域外で製造されたビールと区域内で生産されたタオルをセットにしたもの
- 海外製のタブレット端末に区域内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの
- 区域内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの
- 区域内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

## 第7号

盛岡市内において提供される役務（サービス）その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が相当程度関連性のあるものであること

区域内において提供される役務と、区域内を訪れるための航空券等の交通手段を組み合わせた返礼品等は、当該区域内において提供される役務が、当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合に限り、「その他これに準ずるもの」に該当すると判断されます。つまり、区域内を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合は、「区域内において提供される役務」及び「その他これに準ずるもの」のいずれにも該当しません。

具体的には、寄附者が当該地方団体を訪れて、区域内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンは、これに該当します。

なお、区域内で提供される役務が宿泊以外であっても、上記考え方に基づき、区域内を巡る観光ツアーや、区域内におけるレジャー体験などが当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合には、これに該当します。

### ○認められると考えられる例

- ・盛岡市内でのみ営業する飲食店で利用できる食事券や同種のポイント
- ・区域内で生産された農作物のみを取り扱う直売所の買物券
- ・地域の特産品をPRするための区域外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、区域内で生産された野菜や肉を半数以上使ったメニュー
- ・区域内の事業者が車いす用に製作した着物を区域外で提供(レンタル以外の工程はすべて区域内で行っているもの)

### ×認められないと考えられる例

- ・地場産品以外の商品も販売している区域内的のスーパーマーケットやドラッグストア等において、地場産品以外にも利用可能な地域共通券
- ・区域内のゴルフ場でのプレー料金だけでなく、併設されたグッズショップにおいて区域外で製造されたゴルフグッズを購入する際の支払いにも充当可能なゴルフ場利用券
- ・区域内のホテルの宿泊代だけでなく、併設された売店において区域外で製造
- ・区域内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券
- ・区域内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において利用できるグルメポイント
- ・区域内に教室を設ける講師が、区域外の受講者を対象にオンラインで実施する英会話等のレッスン

## 第7号の2

### 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること

①地域資源を活用して、区域内で発電された電気であって、②電気の供給契約において、区域内で発電された電気を提供することが明示されている場合であって、③返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とする。

具体的には、

上記①については、

発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書<sup>※1</sup>により、当該地方団体の区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること、

上記②については、

電気事業法(昭和39年法律第170号)及び「電力の小売営業に関する指針」<sup>※2</sup>に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「〇〇地域産」など産地価値に訴求していること、

上記③については、

返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内とすること、などを満たす場合には、地場産品基準に適合するものと考えられる。

※1 トラッキング付非化石証書

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成22年経済産業省令第43号)第4条第1項第2号に規定する非化石証書であって、電気の発電場所が記載されているもの。

※2 「電力の小売営業に関する指針」(平成28年1月制定 令和5年4月1日最終改定 経済産業省)38頁『vi)「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの』参照

## 第8号のイ

市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に参画する盛岡広域の8市町が互いの同意の基に共同で共通の返礼品等として取扱うものです。

### ○認められると考えられる例

- ・近隣の複数の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を、当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの
- ・連携中枢都市圏に参加する複数の地方団体が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせ提供するもの

### ×認められないと考えられる例

- ・生産している市町村の同意を得ずに提供している、区域外で生産された県の伝統工芸品である革製品

## 第8号のロ

岩手県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市区村の区域内において全各号のいずれかに該当するものを岩手県及び当該市区町村の共通返礼品等とするもの

### ○認められると考えられる例

- ・県内全域の特産物について、県が音頭を取って県内全市町村と連携し、県全域の特産品として、共通の返礼品等として取り扱うもの
- ・県内の一定の圏域(歴史的、文化的に関連の深い地域等)内の市町村共通の特産品だが、現在はある市町村でのみ作られているものを、県の主導の下、共通の返礼品等として取り扱うもの



## 第8号のハ

岩手県が県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品および当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの

○認められると考えられる例

- ・県内の地域資源として、商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から県の地域資源であると相当程度認識されている物品であることに留意すること